

1. 毎日の生活について

- (1) 生活計画書にしたがって、規則正しい生活をしましょう。
- (2) 家族の一員として、手伝いなど自分の役割に責任をもって取り組みましょう。
- (3) 金銭については、保護者の指導のもとで大切に使う。金品の貸し借りや売買、金銭の無駄遣いをしないようにしましょう。
- (4) 地域の人々との交流や体験を通して豊かな心を育みましょう。
- (5) 毎日、確実に学習するようにしましょう。(学年+1時間を最低限の目安)
- (6) 各教科の宿題が出ています。確実に提出するようにしましょう。
- (7) 午前中の部活動を除き、原則、午前中は家庭学習の時間とします。学校生活と同じリズムで生活し、午前中からの友人宅への訪問や電話連絡はしないようにしましょう。

2. 外出について

外出する時は、「誰と、どこへ、何をしに行き、何時ごろ帰宅する」を家族に伝えましょう。

- (1) 服 装 ・中学生らしい服装を心がけましょう。
- (2) 帰宅時間 ・個人外出：午後6時までに帰宅しましょう。
- (3) 通 塾 ・塾への行き帰りでは交通事故等に気をつけましょう。
- (4) 泊 ま り ・友人間での外泊は、しないようにしましょう。

3. 遊びについて

事故防止、犯罪被害防止等の観点から、次のことを守り、安全・安心に過ごしましょう。

- (1) 保護者同伴であっても、法的に入場・利用を禁止・制限されている施設等の入場や制限外の利用は厳禁。
- (2) 立入禁止、遊泳禁止、禁漁区等の指定された危険な場所では遊ばない。
- (3) 遊技場への出入りや各種の催し物等への参加については、犯罪被害にあう可能性があること等の危険性を踏まえて、保護者と相談して決めましょう。
- (4) 花火等の火気及び危険性の高い遊びについては、火災等の重大事故や命の危険につながるおそれがあることから、取り扱う際は保護者と相談し、保護者同伴等の安全対策を十分に行いましょう。
- (5) 子どもだけで出入りできる施設等については、その施設等の決まりを守りましょう。

4. 交通安全について

自転車は、道路交通法で軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。道路を通行するときは、車として、次のような交通ルールを遵守し、安全運転を心がけましょう。

- (1) 自転車の二人乗り、無灯火、並進、逆走、「ながら運転」をしない。
- (2) 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
- (3) 車の直前直後の横断や歩行、車道への飛び出しに注意しましょう。

5. 情報機器の取り扱いについて

犯罪被害、SNS等でのトラブルの未然防止の観点から、保護者に管理してもらい、次のことを守ろう。

- (1) ネット依存にならないような生活をしましょう。
 - (2) スマホやネットからダウンロードできる音楽プレーヤー、ネット対戦のできるゲーム機でもSNS等が使用できるため、使い方等については、保護者と相談して決めましょう。
 - (3) 他人の画像や動画を動画投稿サイトやアプリ等にアップロードしない。
(個人情報流出や肖像権、プライバシー権を侵害しない。)
- ※悪質な書き込み、勝手なアップロードは警察から指導【逮捕】される場合もあります。

6. その他

- (1) 他人に迷惑をかけず、法に触れるような行為は絶対にしない。
- (2) たかり、恐喝、痴漢、変質者、誘拐に注意しましょう。
(被害にあったら、110番通報しよう。車のナンバー、色、形、車種等をメモしよう。)
- (3) 部活動や用事などがあって学校に来る場合は、ヘルメット着用で標準服・体操服・ユニフォームなどの決められた服装で来るようにしましょう。決して、ノーヘルや私服で登校することがないようにしましょう。

警察、青少年センターへの連絡

- ・佐賀南警察署 TEL (23) 6110
 - ・佐賀北警察署 TEL (30) 1911
 - ・青少年センター TEL (23) 2834
- 事件・事故は、110番通報**